

さいたま市北区選挙管理委員会告示第17号

令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙における期日前投票所は、次のとおりである。

令和7年5月11日

さいたま市北区選挙管理委員会委員長 新 井 嘉

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
北区役所2階B会議室	令和7年5月12日から令和7年5月24日
産業振興会館1階多目的ホール	令和7年5月17日から令和7年5月24日
宮原コミュニティセンター1階ラウンジ	令和7年5月22日から令和7年5月24日

北区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和7年5月25日まで）」